

# 侵入防止柵整備を支援します！



## 令和8年度弘前市侵入防止柵整備事業費補助金

対象者：弘前市に住所を有する農業者等

※令和3年度～令和7年度の市税等の滞納がないこと

事業内容：有害鳥獣による農作物被害を防止するために整備する侵入防止柵の  
資材購入費の一部を補助するもの

補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

上限額：電気柵	15万円	トリップライン追加	3万円
複合柵	40万円	段数増設	15万円
電気柵+トリップライン	18万円	トリップライン追加+段数増設	18万円

※申請期限は令和8年10月30日までです。

詳しくは裏面へ

弘前市農林部 農村整備課 鳥獣対策推進室 ☎0172-40-4155

E-mail [nouson@city.hirosaki.lg.jp](mailto:nouson@city.hirosaki.lg.jp)

# 令和 8 年度 弘前市侵入防止柵整備事業費補助金のお知らせ

## 1 補助事業者

- ・対象農地について所有権、賃借権、耕作権等を有する農業者等  
農業者等とは…① 市内に住所を有し、農業を営む個人  
② 市内に本支店、事務所等を有し農業を営む法人  
③ ①又は②で構成される団体  
④ 市内に主たる事務所を有する農業協同組合
- ・令和3年度から令和7年度分の市税等を滞納していないこと。

## 2 対象農地

市内又はつがる市、平川市、大鰐町、藤崎町、田舎館村、板柳町、鶴田町、鱒ヶ沢町、西目屋村の区域内に存し、販売目的で農作物を生産する目的に供する農地

## 3 対象経費

対象農地に電気柵や複合柵（電気柵とワイヤーメッシュ柵を組み合わせたもの）、トリップラインの新設や既設電気柵の段数増設などのために必要な費用のうち、以下のものの購入費

- ・侵入防止柵資材（送料、設置に係る人件費は対象外）
  - ・施工道具 例 ポール打込み用具
  - ・安全用品 例 電圧下降警告灯、危険表示板
  - ・収納用品 例 巻取りリール

## 4 補助金の額・補助率等

### <補助率>

対象経費支出額の  $\frac{1}{2}$ （千円未満は切り捨て）

### <上限額>

#### 【新設又は更新】

- ・電気柵を整備する場合 上限 15万円
- ・電気柵とトリップラインを整備する場合 上限 18万円
- ・複合柵を整備する場合 上限 40万円

#### 【既設電気柵の整備拡大】

- ・整備済みの電気柵にトリップラインを整備する場合 上限 3万円
- ・整備済みの電気柵の段数を増設する場合 上限 15万円
- ・整備済みの電気柵にトリップライン設置+段数を増設する場合 上限 18万円

- ※ 1 国、県、他市町村等からの補助金等の交付を受けた場合又は受ける見込みがある場合は、本補助金の交付の対象となりません。
- ※ 2 電気柵又は複合柵の更新に当たり、既設の電気柵又は複合柵が過去に他の補助金等の交付を受けて設置したものである場合は、減価償却資産の法定耐用年数の経過又は災害等による破損等のため使用できない状態になったと市長が認めるときに限り、本補助金の交付の対象となります。
- ※ 3 トリップラインの追加設置又は電気柵の段数増設に当たり、既設の電気柵が過去に他の補助金等の交付を受けて設置したものである場合は、本補助金の交付の対象となりません。

## 5 申請に必要なもの

入  
手  
し  
て  
く  
だ  
さ  
い  
(4)、  
(5)は  
販  
売  
業  
者  
か  
ら

- (1)申請書・事業計画書・収支予算書
- (2)定款、規約等の写し（法人その他の団体が申請する場合）
- (3)構成員名簿（法人以外の団体が申請する場合）
- (4)見積書等（対象経費ごとの内訳が分かるもの）の写し
- (5)設置する侵入防止柵又はトリップラインの形状、構造等が分かる仕様書又はカタログ等の写し
- (6)侵入防止柵又はトリップラインを設置する農地の位置図
- (7)対象農地の所有者、賃借権者又は耕作権等を有する者であることが分かる書類（登記事項証明書、固定資産税課税証明書、賃貸借契約書、農地台帳等）の写し